

平成25年 9 月 1 8 日

外市株式会社

代表取締役 西村 利男 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成25年1月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

外市本社ビル

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町27番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

隔地駐車場について、店舗から離れた距離にあるため適切な誘導が望まれるとともに、来店客の公共交通機関利用促進に努めることが望まれます。

また、駐輪場が屋上に設置されているため、交通整理員の配置等により円滑に誘導すること、従業員等の定期的な巡回により店舗前面及び周辺道路での駐輪防止に努めること、並びに駐輪場利用者への特典を付与するなどの工夫により来店者への駐輪場利用の意識づけを講じることが望まれます。

加えて、荷さばきについては、午前6時台から荷さばきを行う計画を小売業者の確定により見直すことが表明されているため、見直すことが望まれるとともに、人通りの多い立地条件を考慮し、歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫を行うことが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は四条通を隔てて店舗及び事業所、東側は東洞院通を隔てて事業所及び住宅、西側は店舗及び事務所、南側は住宅、店舗及び事務所が立地している。

また、当該店舗が立地しているこの地域は、京都市が「歩くまち・京都」の実現を目指し、徒歩と公共交通を基本とした移動を実現すべき地域として、都市のにぎわいと活性化を図るため、歩行者及び公共交通の利便性の向上を目指している地域である。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、隔地駐車場選定の考え方、屋上駐輪場の利用等についての意見及び質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の配置については、自動車交通量や歩行者の通行も多い立地条件から、敷地内に駐車場を設置することが難しいため、隔地駐車場として京都市四条烏丸駐車場、パラカ烏丸錦パーキング及び東洞院駐車場に設けている。しかし、店舗から離れた距離にあるため、適切な誘導が望まれる。

駐車場の設置（収容台数）については、現在の利用状況を勘案すると契約駐車場ではあるが、指針台数の駐車は可能であると考えられ、法の趣旨からは適正であり、周辺環境に与える影響は少ないと考える。しかし、来店車両が集中しないためにも来店客の公共交通機関利用促進に努めることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

ただし、駐輪場が屋上に設置されているため、交通整理員の配置等により円滑に誘導すること、従業員等の定期的な巡回により店舗前面及び周辺道路での駐輪防止に努めること、並びに駐輪場利用者への特典を付与するなどの工夫により来店者への駐輪場利用の意識づけを講じることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、午前6時台から荷さばきを行う計画を小売業者の確定により見直すことが表明されているため、見直すことが望まれるとともに、人通りの多い立地条件を考慮し、

歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫を行うことが望まれる。

(4) 騒音について

騒音についての予測では、基準値を超えることがないと考えられることから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体などから具体的要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

また、防犯及び青少年の非行防止のために、営業時間外は施錠するとともに、死角のない施設計画とする旨を表明している。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。